

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(再処理施設(1-122)、MOX 燃料加工施設(1-115))」

2. 日時：令和4年4月15日(金) 13時30分～18時15分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、高梨安全審査専門職

日本原燃株式会社 須藤 専務執行役員 再処理・MOX 設工認総括責任者

大柿 常務執行役員 再処理・MOX 燃料加工安全設計総括
他 22 名

九州電力株式会社 テクニカルソリューション統括本部 土木建築本部
副本部長

東京電力ホールディングス株式会社 原子燃料サイクル部
サイクル技術グループ チームリーダー

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門
原燃計画グループリーダー 他 1 名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 副長

四国電力株式会社 原子力部 サイクル技術グループ

北陸電力株式会社 原子力部 原子燃料技術チーム 副課長

5. 要旨

日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から燃料加工建屋の重大事故等対策に係る耐震設計及び設工認に係る補足説明資料について、当日提出資料並びに令和4年3月25日及び令和4年4月6日の提出資料に基づき説明を受け、原子力規制庁から、主に以下の点を説明するよう求めた。

① 燃料加工建屋の重大事故等対策に係る耐震設計について

- 設工認申請における基本設計方針として、重大事故等対処設備の機能を踏まえた耐震上の設計方針を明確にし、それを達成するために必要な建屋への要求事項を整理すること。
- 基準地震動を1.2倍した地震力を用いた趣旨を明確にした上で評価方法を含む設計方針を整理すること。

② 設工認に係る補足説明資料について

- 地盤の支持性能について、許容値を改めたこと考え方が不明なため、規格・基準の引用や過去の試験データを取り扱う際の基本的な考え方から整理すること。
- 燃料加工建屋の既認可からの変更点について、変更の範囲やその目的を明確にして、耐震計算書等への影響を具体的に整理すること。
- 水平2方向及び鉛直地震動の組合せに関する設備の抽出について、標準支持間隔法で設計する配管は3次元的な応答増幅が考えられないとする根拠が判然としないため、筋道を立てて整理すること。
- 配管系の評価手法について、解析評価による検証では、その具体的実施内容及び考察を明確にすること。

日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応を行う旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「MOX 燃料加工施設における重大事故等対処の成立性について」

参考

- 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- 令和4年3月25日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- 令和4年4月6日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」